

2026年度



園のしおり



もも組
(0歳児)



いちご組
(1歳児)



ぶどう組
(2歳児)



れもん組
(3歳児)



りんご組
(4歳児)



めろん組
(5歳児)

社会福祉法人 佐伯民生福祉会

さいきこども園

TEL 0972-22-0644

FAX 0972-28-7338

保育所型認定こども園 さいきこども園

入園のしおり （2026年度 重要事項説明書）

1. 設置運営主体

名 称	社会福祉法人 佐伯民生福祉会
所 在 地	大分県佐伯市蟹田7番12号
電 話 番 号	0972-22-0644
代 表 者 氏 名	理事長 西嶋信子

2. 施設概要

施 設 の 種 類	保育所型認定こども園	
施 設 の 名 称	さいきこども園	
施 設 の 所 在 地	大分県佐伯市蟹田7番12号	
連 絡 先	TEL 0972-22-0644、FAX 0972-28-7338、	
E-mail	saiki@saikiminsei.jp	
HPアドレス	https://saikiminsei.jp/saiki	
管 理 者	園長 後藤裕司	
利 用 定 員	1号認定園児	2号・3号認定園児
	10人	90人
開 設 年 月 日	令和5年4月1日	

3. 施設の目的・教育及び保育の方針

【目的】子どもの集団生活の第一歩は、まず保育士との出会いからはじまります。
 当園では、保育士への信頼感にもとづいて、まず安定した気分を持たせながら集団生活の楽しさを体験してい
 き、友達を求める子どもの欲求と集団の中で子どもを育てたいという親の願いを軸にして、集団生活を進めてい
 きます。
 そして一人一人の能力を最大限に発揮させ、自立と正しい仲間関係を育て上げることを目的とします。

教育・保育理念

子ども一人ひとりを大切に、保護者からも信頼され、地域に愛されるこども園をめざします。

教育・保育方針

- ・豊かな人間性をもった子どもを育てる

教育・保育目標

- ・丈夫な体を作る
- ・思いやりのあるやさしい心を育てる
- ・意欲をもった子どもを育てる
- ・基本的生活習慣の自立

4. 施設・設備等概要

施設

敷 地	敷地面積	1,495.18㎡
	園 庭	542.29㎡
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造3階建
	延床面積	1,103.36㎡
	築 年 月	平成24年12月

(主な設備)

設備	部屋数	備考
乳児室	1	もも組（0歳児）
ほふく室	1	いちご組（1歳児）
保育室	4	ぶどう組（2歳児） れもん組（3歳児） りんご組（4歳児） めろん組（5歳児）
調理室	1	
職員室・医務室	1	

5. 職員配置状況

職種	園長	保育士	調理員	看護師	子育て支援員	事務員	用務員
人数	2	22	4	2	1	1	1

6. 嘱託医

内科医 田 淵 絵 美 （ 田 淵 内 科 ） 電話22-1203

歯科医 利 光 史 規 （ 利 光 歯 科 ） 電話22-8811



7. 教育・保育の提供日

1号認定の園児	2号・3号認定の園児
ア 学期 ・第1保育期 4月1日～8月31日 ・第2保育期 9月1日～12月31日 ・第3保育期 1月1日～3月31日	月曜日から土曜日とします。 ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月30日～1月4日）は除きます。
イ 休園日 ・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・学年始休業 4月1日～4月7日 ・夏季休業 7月21日～8月24日 ・冬季休業 12月25日～1月7日 ・学年末休業 3月27日～3月31日	

8. 教育・保育の提供時間

開園時間 7時00分～18時00分

（1）教育（1号認定の園児）

8時00分～14時00分

（2）教育及び保育（2号・3号認定の園児）

ア 保育標準時間

7時00分～18時00分

イ 保育短時間

9時00分～17時00分

（3）預かり保育・延長保育

上記（1）、（2）の教育及び保育時間以外の時間帯において、事情により保育・教育が必要な場合は、預かり保育・延長保育をご利用いただけます。

9. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

当園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 給食費…別表1

(3) 預かり保育・延長保育等に係る利用者負担金…別表2

(4) その他利用者負担金…別表3（写真代、交通費を除く）

(5) お支払方法

上記（1）～（4）を口座引き落としで行います。

金融機関は大分銀行です。

毎月**20日**に引き落としします。（20日が土・日・祝の場合は次の銀行営業日）

※口座引き落としができなかった場合は、現金でお支払いください。

※保育料等は当月分を翌月に引き落としします。

例：4月分は5月20日に引き落としします。

10. 退園・休園・契約解除に関する事項

退園

退園若しくは転園するときは、退園等希望日の1ヶ月前までに1号認定児は退園届を当園に、2号・3号認定児は市役所に退所届を提出してください。

休園

病気等の理由で休園を希望されるときは、速やかに園長に申し出てください。

契約解除

下記の案件に該当する場合は、契約解除（退園）になる場合がありますので、ご注意ください。

なお、下記の（1）（2）の要件に該当しそうな場合は、事前にご相談ください。

（1） 正当な理由がなく、保育料・利用料負担金が3ヶ月以上未納の場合

（2） 正当な理由がなく、1ヶ月以上休んだ場合

（3） 保護者等が当園の施設及び当園の近隣地域、教育・保育に従事する職員、または他の利用者（園児・保護者）に対して、重大な背信行為を行った場合

（4） その他、（1）～（3）以外に、園長と保護者の間で協議を行ない、当園の利用を継続することが園児の健やかな成長・園の健全な運営を妨げると判断した場合

11. 苦情等に関する相談窓口

苦情・意見・相談等の受け付け窓口を設置しています。申立方法は、面接・電話等なんでも結構です。園長・主任保育士または相談委員（下記参照）にご連絡ください。園の意見箱に直接投函されても結構です。

但し、以下の申し立ては除外となります。

- ・当該苦情等に関する事実のあった日から1年以上経過しているもの。
- ・国の制度に関するもの。
- ・保育料に関するもの。
- ・職員の人事に関するもの。
- ・保護者が行う行事等に関するもの。
- ・匿名のもの。

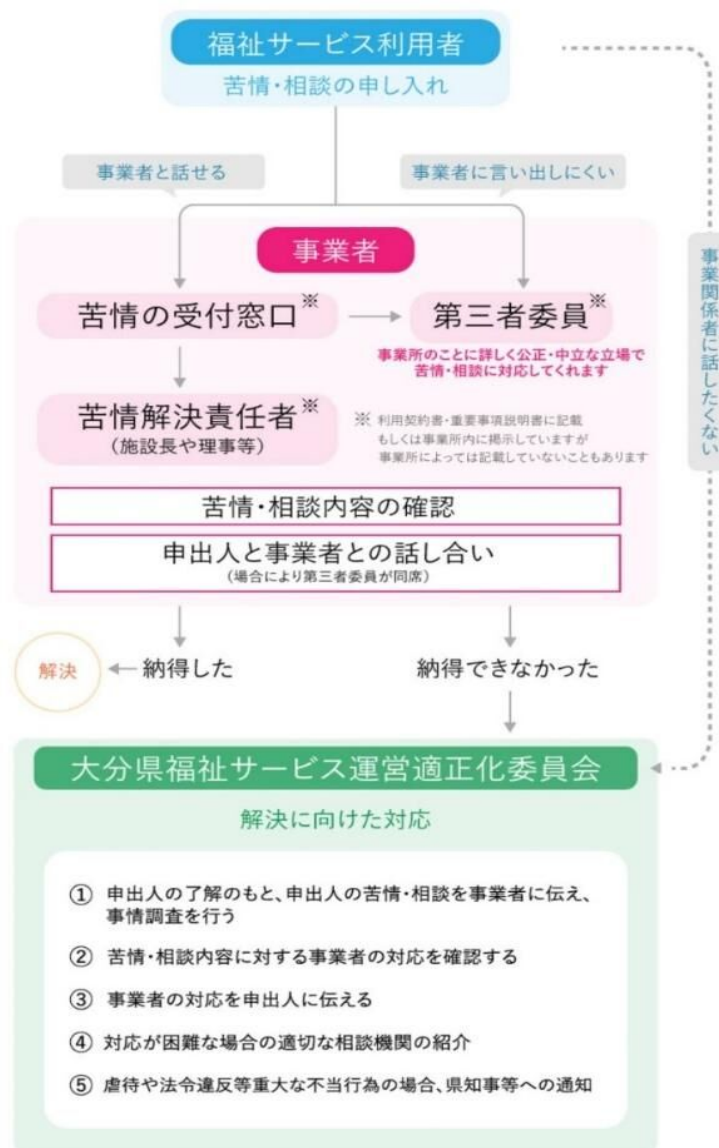
園 名	相談委員	電話	苦情解決責任者	苦情受付担当者	電話
みなみこども園	大 司 毅	23-4088	三 輪 芳 嗣	田 原 尚 美	23-0567
みなとこども園	高 野 慎 吾	090-4777-4429	村 上 秀 雄	石 田 範 子	22-5399
さいきこども園	染 矢 幸 子	23-0671	後 藤 裕 司	河 合 良 子 井 本 佳 菜	22-0644
長 島 保 育 園	染 矢 博 史	23-6003	垣 野 内 茂	宮 崎 美 穂	24-0522

12. 福祉サービス相談について

毎月第3水曜日に「福祉サービス相談」を行っています。

※毎月第3水曜日（16：00～17：00）

会 場	相 談 委 員	開催月	開催月	開催月
みなとこども園	高 野 慎 吾	2026.4	8	12
さいきこども園	染 矢 幸 子	5	9	2027.1
長 島 保 育 園	染 矢 博 史	6	10	2
みなみこども園	大 司 毅	7	11	3



13. 非常災害時の対策

当園は、非常災害時には別途定める消防計画書により対応します。

消防設備	- 自動火災警報設備 - 非常警報装置 - 誘導灯 - セコムへの通報設備
防災用備品	震災用備蓄：食料、飲料水、懐中電灯
避難訓練	避難訓練（火災、地震、不審者、消火訓練等）は毎月1回実施
避難場所	- 火災・地震のときは、佐伯東地区公民館(さいきこども園となり) - 津波警報が出たときは、さいきこども園園舎屋上(第1次避難場所) - 佐伯の太陽屋上(第2次避難場所)

14. 虐待の防止

当園では、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、虐待と思われる園児を発見した場合、児童虐待の防止等に関する法律第6条により関係機関に通告を行います。

15. 緊急時(ケガ等)の対応

当園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、園児が緊急を要するケガや体調不良の場合は、保護者に連絡を行い、園から直接病院受診する場合があります。保護者と連絡が取れない場合でも、園の判断で病院受診する場合があります。また、万が一保護者の方と連絡がとれない場合、病院への到着が遅れる場合は、検査や処置等は医師の指示に従います。

16. その他の留意事項

- (1) 当園の敷地内はすべて禁煙です。
- (2) 送迎は基本的に保護者の方をお願いします。保護者以外の方が来られる場合は、必ず送迎を行う方のお名前・園児との関係の連絡をお願いします。確認が取れるまで園児のお渡しができません。
- (3) 駐車場と園舎との往復の際は必ず園児と手をつなぐ・おんぶ・抱っこなどの安全な登降園をお願いします。くれぐれもこどもだけを勝手に先に歩かせることのないようお願いします。
- (4) 玄関の外扉・内扉の出入りの際は必ず施錠していただきますようお願いします。また、園児を先に道路に出さずに、大人が先に安全を確認してから一緒に歩くようお願いします。
- (5) 保育時間以外（保育者へ園児を引き渡す前、保育者から引き渡し後）の園内・園庭や駐車場等での事故については、責任は負えません。
- (6) 職員個人へのお礼の品物等は、些細の物でも、他の園児、保護者との関係を考慮し、お断りさせていただきますので、ご了承ください。
- (7) 職員との連絡先の交換や金品の授受、購入の勧めや勧誘等、個人的なお付き合いはお断りさせていただいておりますので、ご了承ください。
- (8) 当園のホームページやクラスだより等に、園児の写真が掲載される場合があります。**園児の顔が掲載されることに支障がある場合はお申し出ください。**お申し出のない場合は、写真等が掲載されることをご了承ください。
- (9) 個人情報保護の観点から、こども園の行事等で撮影した写真や動画をSNS等に掲載する際は、ご自身のお子さん以外の顔がわからないようにしてください。
- (10) その他、随時園よりお伝えする留意事項をご確認の上お守りください。

17. 一時預かり事業（一般型）

こども園では、保護者の育児疲れの解消等に伴う一時的な保育の需要を高めるため、入園児以外のお子さんの一時預かり事業（一般型）を行っています。困っている方がいたら声をかけてあげてください。

入園後、下記の事由が発生した場合は、こども園と市役所に連絡してください。

- ・就職または転職、離職した時。
- ・入所理由に変更があったとき。
- ・住所や電話番号など連絡先に変更があったとき。
- ・家庭状況に変更があったとき（出生・結婚・離婚等）
- ・生活保護の開始・廃止があったとき。
- ・その他申込書の記載事項に変更があったとき。

【連絡先：こども福祉課 こども福祉係 Tel 22-3972】



年間行事予定



月	主な行事	◎は保護者に参加をお願いする行事です。
4月	○新年度保育開始 ○内科健診、歯科検診	◎親子遠足
5月	○手洗い教室 ○苗植え（めろん組）	
6月	○はみがき教室 ◎保育参観 ○交通安全教室（交通安全協会）	
7月	○七夕、笹焼き ○プール開き ○夏まつり	
8月	○プール遊び	
10月	◎運動会 ○内科健診、歯科検診 ○バス遠足（めろん組） ○芋の収穫（めろん組）	
11月	○遠足 ○消火訓練（消防署） ○人形劇鑑賞会	
12月	◎クリスマスお楽しみ会 ○クリスマス会食	
1月		
2月	○豆まき ○お店屋さんごっこ ○卒園記念写真（めろん組）	
3月	○お別れ遠足 ○お別れ会食 ◎卒園式	

- ◇ お誕生会、避難訓練は毎月行います、お弁当日も毎月あります。
- ◇ その他、キッズクッキングがあります。
- ◇ 行事の変更がある場合があります



時間	子どもの活動				
	0～2歳児	3～5歳児			
7:00	開園		預かり保育	延長保育	2・3号認定者の保育時間（標準時間保育）
7:30	順次登園してれもん組で過ごします。		サービス		
8:00					
8:30	各クラスに移動			サービス	
9:00	おやつ（0、1、2歳児）		1号認定者の保育時間	2・3号認定者の保育時間（短時間保育）	
	各クラスで色々な活動を行います。 （お散歩、製作、外遊びなど）				
11:00	昼食				
	（もも組11：05～ いちご組11：10～ ぶどう組11：15～ れもん組11：20～ りんご組11：20～ めろん組11：30～）				
12:30	昼寝				
	（めろん組は、昼寝の時間を減らしていきます。）				
14:00		1号認定の園児 順次降園			
14:45	目覚め				
15:00	おやつ（全クラス）		預かり保育		
16:45	れもん組に集まります。				
17:00	順次降園			延長保育	
18:00					延長保育
18:30					

(持ち物)

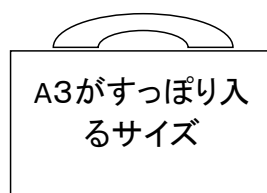
毎日持ってくるもの

★印は、保育士の指示により用意してください。

全年齢共通のもの	クラス	クラス別に準備するもの
●入園当初必要なもの(記名してください。) ・ビニール袋(L～大) 1袋100枚入 ・箱ティッシュ 1箱  ※下記のことを毎日かばんに入れてお持ちください。 ・連絡帳 ・手拭きタオル ・汚れ物入れ袋(スーパーの袋で可) ・体ふきタオル(2枚) ※体ふきと書き、名前も記入 体ふき 花子 ・着替え ・下着(パンツ・シャツ) ・上着 ・ズボン	もも組 (0歳児)	・オムツ 5枚～7枚 ・食事用エプロン 2枚 ★ほ乳瓶またはマグマグ
	いちご組 (1歳児)	・パンツ式オムツ 5枚～7枚 ・体ふきタオル (プラス2枚=計4枚) ★食事用エプロン
	ぶどう組 (2歳児)	・パンツ式オムツ 3枚～5枚 ★パンツ 2枚～3枚
	れもん組 (3歳児)	★コップ、歯ブラシ(キンチャク袋入り)
	りんご組 (4歳児)	・コップ、歯ブラシ(キンチャク袋入り)
	めろん組 (5歳児)	・コップ、歯ブラシ(キンチャク袋入り) ・おたよりケース ・シール帳

〇こぐま号の絵本を入れる袋

(れもん組からめろん組)



30cm

40cm

名前を大きく書いてください。

こぐま号の本は、月2回程度
借りることができます。

お昼寝ができるようになったら

- ・寝具…敷布団（ベビー布団でいいです）
毛布、タオルケット
（名前は大きく書いてください）

季節に合ったもの

- ・布団は、週末に持ち帰り、シーツは洗い、布団一式は日光消毒をしましょう。
- ・途中、おねしょなどでシーツが汚れた時は、持って帰って洗って頂きます。

（シーツ交換は保護者の方をお願いします。）

※シーツは、チャック式タイプがよいです。



タオルはこうにしてください



- ・手ふきタオルは記名してひもをつけて下さい。（ゴムはのびるので避けてください。）
- ・体ふきタオルは、大便、おしっこ等で汚れたらシャワーで洗った後にふくタオルです。
タオルには記名して「体ふき」と書いておいてください。

※体ふきタオルは、フェイスタオル程度の大きさ

☆ かばん → ぶどう・れもん・りんご・めろん組の着替えを入れてくるかばんは、子ども達が着替えの出し入れをしますので、出し入れしやすいかばんにしてあげてください。
なお、めろん組は、リュックを登園かばんとして使用しています。

☆ カラー帽子 → 週末に持ち帰り洗って下さい。（子どもがわかるようにワッペン、またはししゅうなどのマークをつけてあげてください。）

☆ くつ → サイズの合った子どもが履きやすいもの。週末は必ず洗ってください。

☆ 持ち物には、必ず名前を記名してください。

☆ 落とし物（忘れ物）については、一週間クラスで掲示します。持ち主が現れない場合は処分しますので、持ち物には必ず名前を記名してください。

その他連絡事項

●登園・降園について

- (1) **お休みする時や、遅れる時は午前9時までにコドモンが電話で連絡してください。**
午前9時30分を過ぎても連絡が無い場合は、勤務先等に連絡をする場合があります。

- (2) 登園した時は、タッチパネルで打刻し、確実に保育士に園児を預けてください。



☆ 8時半までは、れもん組の部屋にそれ以降は各部屋へ連れて行ってください。

☆ お迎えの時も必ずタッチパネルで打刻し、必ず保育士に声をかけて帰ってください。

※タッチパネルの打刻時間で延長保育料が発生しますので、注意してください。

- ☆ お迎えは各部屋まで来てください。
16時45分以降は、もも・いちご・ぶどう組→ぶどう組の部屋にいます。
れもん・りんご・めろん組→れもん組の部屋にいます。
17時20分以降は、全クラスれもん組にいます。

- (3) お迎えの時間が遅くなる時や、いつもより早く迎えに来る時、都合で迎えの人が変わる時（保護者以外の人の時）は、前もってこども園に連絡をして下さい。
- (4) 前夜、朝などに身体の異常（発熱、嘔吐、下痢など）があった場合は、必ず保育士にお伝えください。
- (5) 玄関・通用門から出入りする際は、カギを必ず施錠してください。
（他の園児が一緒に入ることがありますので、注意してください。）
午前9時30分から午後3時30分までは、玄関を施錠しています。
ご用の方はインターフォンを押してお呼びください。

●連絡について

- (1) こども園からの連絡は、コドモン、掲示板またはおたよりでお知らせします。
- (2) お仕事がお休みで、都合のためお子さんを預ける時は、登園時にその日の連絡先をお知らせください。

●服装について

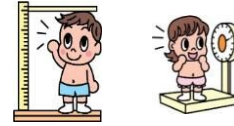
- (1) 服装の指定はありませんが、衣服は体に合った、動きやすく、着脱（着たり脱いだり）しやすい、清潔なものを着せてください。
- (2) **衣服には必ず名前を書いてください。（靴下、下着にも）**
※兄弟姉妹等の小さくなった服等を着られるときも、必ず名前を書き直してください。

●給食に提供しない食材について

- (1) 保育時の給食での使用を避ける食材 ・プチトマト・乾いたナッツ、豆類・うずらの卵
○球形という形状が危険な食材 ・あめ類、ラムネ・球形の個装チーズ・ぶどう、さくらんぼ
○粘着性が高い食材、固すぎる食材 ・餅・白玉団子、いか
- (2) 0歳～1歳には提供を避ける食材
○固く噛み切れない食材 ・えび、貝類
○噛みちぎりにくい食材 ・おにぎりの焼き海苔
※上記食材については、お弁当にも入れないでください。

●健康について

(1) 内科健診（田淵内科）、歯科検診（利光歯科）を年2回行っています。



(2) 定期健診や予防接種は必ず受けるようにしてください。
また、受けたことを園までお知らせください。
なお、予防接種後は体調の変化などあるかもしれないで、その日の登園は控えてください。

(3) 当園では、誤薬を防ぐため与薬は行っていないませんが、病気によって与薬が必要な方は、ご相談ください。与薬を行う場合は、与薬依頼書に記入して、医師の指示書と薬剤情報提供書を添付して提出して下さい。

(4) 食物アレルギーがあり、対応食が必要な園児については、対応食申請書が必要ですの
で、担任に相談してください。

(5) アタマジラミらしきものを見つけた場合は、蔓延防止対策をとるため、病院受診をお願いすることがあります。ご家庭で見つけた場合も園に報告してください。

(6) 鼻血や吐物などで服や寝具等が汚れた場合は、感染予防のため園では洗わずそのままの
状態で持ち帰っていただきますので、ご家庭で消毒をしてください。
また、お友達の吐物等で汚れた場合も各自で持ち帰っていただきます。

(7) 伸びたつめでお友達をひっかくことがあるので、お家ではまめにつめ切りをしてあげて
ください。

(8) 4歳になり希望される方はフッ化物洗口を行っています。

●こども園からのお願い

(1) 具合の悪いときは、休ませてください。

(2) 登園を控えるのが望ましい場合

☆ 24時間以内に38℃以上の熱が出た場合や又は解熱剤を使用している場合

☆ 複数回の水様便がある場合 ☆ 複数回の嘔吐がある場合

【2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン2023年5月一部改訂 参照】

(3) 登園後、体温が37.5℃以上の熱があるときや、いつもと様子が違い心配な時
（元気がない、食欲がない、顔色が悪いなど）には電話連絡をします。

☆ お子さんの今の様子を保護者の皆さんにお知らせする電話連絡です。

☆ お子さんの体調がご心配なときは、いつでも園に電話をかけてください。

(4) 次の場合は、お迎えをお願いします。

☆ 38℃以上の発熱のとき

☆ 嘔吐、下痢が続くとき

☆ ひきつけたとき

☆ 感染症の疑いがあるとき

☆ その他こども園がお迎えが必要と判断した時

こども園の感染症について

こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際に、医師が記入した意見書（別紙様式）をこども園に提出してください。



* 医師が記入した意見書（別紙様式）が必要な感染症

感染症名		感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻疹(はしか)		発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ		症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
新型コロナウイルス感染症		発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん		発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)		発しん出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)		発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核		—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	アデノウイルス感染症	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎		充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳		抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)		—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎		—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)		—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている。

【2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン 2023年5月一部改訂 参照】

★同居の方も上記の感染症と診断された場合は、こども園に必ずお知らせください。

なお、感染者の園内への立ち入りは禁止です。送迎者が感染している場合は、玄関外で受け渡しますので、園に着いたら電話してください。

こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

*** 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届(別紙様式)が必要な感染症**

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間を経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍 スィホフ カイヨウ が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹 ホツ	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化(かさぶた)していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている。

【2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン 2023年5月一部改訂 参照】

★上記の感染症と診断された場合は、こども園に必ずお知らせください。

*** 状態によっては登園を遠慮するようお願いする場合もある感染症**

感染症名	登園の条件等
アタマジラミ症	駆除を開始していること
伝染性軟属腫(水いぼ)	掻きこわし傷から滲出液が出ているときは被覆すること
伝染性膿痂しん(とびひ)	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること
単純ヘルペスウイルス感染症	口唇ヘルペスのみで、全身状態が保たれているのであれば、マスクなどをして登園可能

【2023年4月改訂版 学校、幼稚園、保育所において予防すべき感染症の解説 参照】

※意見書・登園届の用紙はこども園にあります。また、次ページをコピーしても構いませんし、HPからダウンロードもできます。(http://saikiminsei.jp→各園紹介→menu(メニュー)→様式集)

意見書（医師記入）

さいきこども園 園長 様

組 園児氏名
平成・令和 年 月 日 生

（病名）（該当疾患に☑をお願いします）

☐	麻しん（はしか）※
☐	インフルエンザ ※
☐	新型コロナウイルス感染症 ※
☐	風しん
☐	水痘（水ぼうそう）
☐	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
☐	結核
☐	咽頭結膜熱（プール熱）※
☐	流行性角結膜炎
☐	百日咳
☐	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）
☐	急性出血性結膜炎
☐	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、「意見書」を園に提出して下さい。

登園届 (保護者記入)

さいきこども園 園長 様

組 園児氏名

平成・令和 年 月 日生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑(りんご病)
	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
	ヘルパンギーナ
	RSウイルス感染症
	帯状疱疹
	突発性発疹
	その他()

(医療機関名) (令和 年 月 日受診)

において症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されたので

令和 年 月 日より登園いたします。

令和 年 月 日

保護者名

※保護者の皆さまへ

園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

さいきこども園平面図



緊急災害時（台風・風水害・地震・津波など）の避難場所です！

台風・風水害・火災・地震・津波が発生し、こども園からの避難が必要になった時の避難場所です。 避難場所を覚えていてください。

園舎倒壊の恐れがあるとき	⇒	佐伯東地区公民館（第1次避難場所）
津波警報がでたとき	⇒	さいきこども園園舎屋上（第1次避難場所） 佐伯の太陽屋上（第2次避難場所）

緊急災害時(台風・風水害・地震・津波など)の対応について

(1) 台風・風水害等の場合

事 象	開園前(午前6時時点)	保育中
警戒レベル3 (高齢者等避難)の発令	臨時休園	全園児の降園 ※降園要請を受けたら、至急お迎えに来てください。

●警報が発令されている場合は、お子さまの安全を第一に考え、保護者が在宅可能なときは、家庭保育にご協力をお願いします。

●登園してから警報が発令された場合は、気象状況や道路状況を考慮し、早めにお迎えに来ていただきますようご協力をお願いします。登園後、気象状況等により保育、教育を中止するときは、コドモンでお知らせします。

※開園については、避難指示が解除され園敷地内や園舎等の点検を行い、安全確認してコドモンで開園のお知らせをいたします。

(2) 地震・津波等発生時の場合

●地震・津波発生時における緊急時は、以下の4つのケース（A・B・C・D）に応じ、（1）こども園にいる時間、（2）在宅中の時間で対応を、次の表のとおりいたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

◇ 4つのケースとその対応の説明

A【大分県沿岸に津波警報（大津波警報）が発令された場合】

* 地震の規模（マグニチュード）、佐伯市での揺れの大きさに関わりません。

(1) こども園にいる時間	⇒ ●園児は園舎3階に避難し、降園させません。●警報発令中は、引き渡ししません。警報解除後、園から連絡します。
(2) 在宅中の時間	⇒ ●保育、教育の再開は、コドモン等で連絡します。
	⇒ ●開園前の警報発令は、臨時休園します。●警報解除後の対応は、園から連絡します。それまでは自宅待機又は自主避難。

B【佐伯市で震度5強以上の揺れがあった場合】

* 加えて大分県沿岸に「津波警報」が発令された場合は、Aの対応になります。

(1) こども園にいる時間	⇒ ●園児を速やかに引き渡します。（※保護者又は、「災害時引き渡しカード」の登録者など。）●保育、教育の再開は、コドモン等で連絡します。
(2) 在宅中の時間	⇒ ●開園前の警報発令は、臨時休園します。●園の対応は、園から連絡します。それまでは自宅待機又は自主避難。●保育、教育の再開は、コドモン等で連絡します。

C【佐伯市で震度5弱の揺れがあった場合、又は津波注意報が発令された場合】

(1) こども園にいる時間	⇒ ●安全確認後、保育、教育を継続するか、引き渡すかは状況判断して、園の対応をコドモン等で連絡します。
(2) 在宅中の時間	⇒ ●保育、教育の再開は、状況判断してコドモン等で連絡します。

D【佐伯市で震度4以下の揺れがあった場合】

(1) こども園にいる時間	⇒ ●安全確認後、通常の保育、教育を継続します。園児の引き渡しをするときは、コドモン等で連絡します。
(2) 在宅中の時間	⇒ ●通常登園となります。

■地震・津波発生時の対応について

【対応記号表】

		佐伯市震度		
		5 強以上	5 弱	4 以下
津 波 情 報	大津波警報	A	A	A
	津波警報	A	A	A
	津波注意報	B	C	C
	注意報出ない	B	C	D

【記号の説明】

記号	時 間 帯	対 応	引き渡し
A	(1) 園児がこども園にいる時間	集団避難する	解除まで行わない
	(2) 園児が在宅中の時間	臨時休園 (待機・避難所避難)	—
B	(1) 園児がこども園にいる時間	保育・教育は中止	速やかに行う
	(2) 園児が在宅中の時間	臨時休園 (待機・避難所避難)	—
C	(1) 園児がこども園にいる時間	対応を連絡する	園からの連絡を待つ
	(2) 園児が在宅中の時間	対応を連絡する	—
D	(1) 園児がこども園にいる時間	保育・教育は継続	原則不要
	(2) 園児が在宅中の時間	通常登園	—

★「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応について

南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されることになっています。主には（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）の2つです。その臨時情報発表時の対応方針を佐伯市が策定していますので、本園もその対応に準じます。

佐伯市が示している対応方針は、以下のとおりです。

（巨大地震警戒）は、1週間を基本として臨時休園となります。

（巨大地震注意）は、注意対応にとどめ、通常どおり業務を継続します。

《注意事項》

- * 原則として、津波警報が発令されている段階では、保護者や事前に登録されている方が来園しても、園児の引き渡しはできません。警報が解除（注意報に変更）されてからお出てください。
- * いずれの場合でも、自宅等から避難し自宅等に戻れない場合には、可能な範囲で構いませんので、園に安否、所在、連絡先等を連絡するようにしてください。原則として、それ以外の園への電話等での問い合わせは、ご遠慮ください。災害に係る公的な電話が受けられなくなったり、こども園からの連絡ができなくなったりします。

●「災害時引き渡しカード」について

災害・緊急時は、保護者の方からの連絡が取れない状況で、日常的に送迎する保護者の方以外でも、「災害時引き渡しカード」に事前に登録いただいた方であれば、身分証明書等の提示による本人確認の上、園児を引き渡すことができます。
「災害時引き渡しカード」は、園児 1 名につき 1 枚となります。

●「災害用伝言ダイヤル」について

災害・緊急時は、本園の電話・コドモンが不通の際に、本園からの伝言をきくことができます。まず、ダイヤル番号【1 7 1】を押して、音声に従い本園の電話番号をダイヤルすると、伝言が流れます。
また、状況により本園から複数の伝言を残す場合があります。古い伝言から再生されますので、最後まで聞いてください。

※地震発生後は、園敷地内や園舎等の点検を行い、安全確認をします。併せて周辺地域の安全確認並びに職員の確保等ができましたらコドモンで開園のお知らせをいたします。

■職員の携帯電話から連絡することもありますので対応をお願いします。

さいきこども園

〒876-0804 大分県佐伯市蟹田 7 番 1 2 号
TEL 22-0644 FAX 28-7338
E-mail saiki@saikiminsei.jp
HPアドレス <https://saikiminsei.jp/saiki>

別表1 給食費

1号認定者	2号認定者
月額 3,700円 (主食費500円+副食費3,200円) ※学期中の土曜日以外の昼食給食費を12ヶ月で割った金額です。8月は徴収しません。	月額 5,000円 (主食費500円+副食費4,500円) ※年間通した月曜日～土曜日の給食費です。

支払方法	・ 月末締めめの翌 20日 に口座引き落としを行います。
	・ 途中退園される方は退園された翌月。 (9月退園されたら10月に引き落とし)
	・ 卒園される方の3月分は 4月 に引き落としします。
減額の対象	・ 月の途中で退園される場合は、給食日×200円で日割り計算を行います。
	下記に該当する場合は、給食停止申出書の提出が必要です。
	・ 前月20日までに休みを申し出た場合で、開園日を連続した5日以上のお休みの場合、日割り計算を行います。
	・ 療育施設に月8日以上通い、当園で給食及びおやつを食べない時は日割り計算を行います。(給食停止申出書は年度当初若しくは利用始めに提出してください。)
減額の対象外	・ (2号認定者) 土曜日を恒常的に休む場合は減額を行いません。
	・ 弁当日、病休、臨時休園等は減額を行いません

※給食停止申出書はこども園にあるので、必要な方は職員に申し出てください。

別表2 預かり保育・延長保育等に係る利用者負担金

※いずれの認定の場合も、預かり保育、延長保育の申し込みがなかった場合でも、受け入れやお迎えの時間が規定の時間を過ぎた場合は、預かり保育料金、延長保育料金をいただくことになります。

(1) 1号認定(3歳以上児で、保育の必要の認定事由に該当しない)

預かり保育・延長保育料金表

	時 間	料 金
月曜日～金曜日	7時～7時30分	200円
	7時30分～8時	200円
	8時～14時	
	14時～16時(おやつ代50円込み)	250円
	16時～17時	100円
	17時～18時	100円
	18時～18時30分(延長おやつ代込み)	200円
土曜日及び 長期休暇中の平日	7時～7時30分	200円
	7時30分～8時	200円
	8時～12時30分(給食費200円込み)	650円
	12時30分～16時(おやつ代50円込み)	350円
	16時～17時	100円
	17時～18時	100円
	18時～18時30分(延長おやつ代込み)	200円

※保育の必要の認定事由に該当する場合、1日450円、1ヶ月11,300円までは無償となります。

(2) 2号認定(3歳以上児)

預かり保育・延長保育料金表

	時 間	料 金
保育短時間 (9時～17時)	7時～7時30分	200円
	7時30分～8時	200円
	8時～8時30分	200円
	8時30分～9時	免除
	9時～17時	
	17時～17時30分	200円
	17時30分～18時	200円
	18時～18時30分	200円
保育標準時間 (7時～18時)	7時～18時	
	18時～18時30分	200円

(3) 3号認定(3歳未満児)

預かり保育・延長保育料金表

保育短時間 (9時～17時)	時 間	料 金
	7時～7時30分	200円
	7時30分～8時	200円
	8時～8時30分	200円
	8時30分～9時	免除
	9時～17時	
	17時～17時30分	200円
	17時30分～18時	200円
	18時～18時30分	200円
保育標準時間 (7時～18時)	7時～18時	
	18時～18時30分	200円

別表3 その他利用者負担金 (令和6年(2024年)4月～)

項目	内容等	金額
学級費※1	5歳児(めろん組) 教材費や園外遠足等に使います。 ※名札、おたよりケース、シール帳の2個 目からは実費を支払っていただきます。	1,000円/月
帽子代	クラスの色わけ帽子(新入園時)	600円
	紛失、破損などにより再購入したとき	実費
災害共済掛金※2 (スポーツ保険)	こども園の管理下において発生した事故等 に補償される保険です。 入園時・毎年度初めに支払っていただきま す。	240円/年
写真代	個人で購入を希望した写真 写真はコドモンを通して販売するので、コ ドモンで申し込んでください。	写真代実費
交通費	公共交通機関等(バス、電車、タクシー 等)利用した際にこども園が必要と判断し た実費を支払っていただきます。	交通費実費
ノート	入園時に新しいものを無料配布します。 2冊目からは実費を支払っていただきま す。 但し、1歳児・2歳児への進級時には無料配 布します。	実費

※1 行事に参加できなかった場合や年度途中で退園した場合も納めていただいた学級費は返却
できません。

※2 園の管理下で生じた負傷及び疾病で、療養に要する費用の額が5,000円(初診から治癒ま
での総医療費が500点)以上のものが対象です。

自己負担が2割の場合、請求額が1,000円以上の場合が対象です。対象となる場合は、災
害給付制度が優先されますので「さいきっ子医療費助成制度」は利用しないでください。
点数が500点以下など、対象とならない場合は「さいきっ子医療費助成制度」が利用でき
ます。

